

改 正 後	現 行
<p>第六 短期入所</p>	<p>(3) 準用（基準第95条） 基準第82条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第五の3の(1)(第三の3の(11)の①を参照する部分を除く。)を参照されたい。</p> <p>第六 短期入所</p> <p>1 事業所の種類 指定短期入所の事業は、次の(1)から(3)までのいずれかによるものとする。</p> <p>(1) 併設事業所 併設事業所とは、指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（以下この第六において「指定障害者支援施設等」という。）に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。併設事業所は、従業者の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等（以下「併設本体施設」という。）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施できるものである。 なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設」には、指定宿泊型自立訓練事業所、指定</p>

改 �正 後	現 行
	<p>共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定宿泊型自立訓練事業所等」という。）を含むものとする。</p> <p>(2) 空床利用型事業所 空床利用型事業所とは、利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。</p> <p>(3) 単独型事業所 単独型事業所とは、指定障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。）以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。</p> <p>2 人員に関する基準 (1) 従業者の員数（基準第115条） ① 併設事業所の場合（第115条第1項） ア 指定障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。）が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。 この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要と</p>

改 �正 後	現 行
	<p>される人数をいうものである。</p> <p>イ 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合は、(i) 又は(ii)に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(i) 又は(ii)に掲げる数とする。</p> <p>(i) 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯においては、当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。</p> <p>(ii) 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所を提供する時間帯であって、(i)に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合は1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合は、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。</p> <p>② 空床利用型事業所の場合（第115条第2項）</p> <p>空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、①を準用する。</p> <p>なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する</p>

改 �正 後	現 行
	<p>場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第121条第1項各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りること。</p> <p>③ 併設事業所及び空床利用型事業所におけるその他の留意事項</p> <p>日中、自立訓練（機能訓練）のみを行っている指定障害者支援施設に併設する指定短期入所事業所において、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合など、併設本体施設又は指定障害者支援施設等として置くべき従業者の職種又は員数から、適切な指定短期入所の提供が困難である場合には、①又は②の規定にかかわらず、他の指定福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、医師及び看護職員も含め、必要な職種及び員数の従業者が確保されるよう努めること。</p> <p>④ 単独型事業所の場合（第115条第3項）</p> <p>ア 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所（以下この④において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業（単独型事業所に係るものに限る。）を行う場合は、(i)又は(ii)に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(i)又は(ii)に掲げる数とする。</p> <p>(i) 指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護、指定</p>

改 �正 後	現 行
	<p>自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所のサービス提供時間においては、当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。</p> <p>(ii) 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、(i)に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置することとし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。</p> <p>イ 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合はアの(ii)を準用する。</p> <p>ウ ア及びイに掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても、障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種の従業者が確保されるよう努めること。</p>

改 正 後	現 行
	<p>(2) 管理者（基準第 116 条）          指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</p> <p>3 設備に関する基準</p> <p>(1) 併設事業所の場合（基準第 117 条第 2 項）          指定短期入所事業所の設備は、指定短期入所の運営上及びサービス提供上、当然設けなければならないものであるが、併設事業所にあっては、併設本体施設の設備を利用することにより、指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定短期入所事業所の利用者及び当該併設本体施設の利用者のサービス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短期入所の事業の用に供することができる。ただし、併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められない。</p> <p>(2) 空床利用型事業所の場合（同条第 3 項）          空床利用型事業所の設備については、その居室を利用する指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りるものとしたものである。</p> <p>(3) 単独型事業所の場合（同条第 4 項）          単独型事業所を設置して指定短期入所を行う場合、その設備の基準は基準第 117 条第 5 号のとおりである。</p>

改 正 後	現 行
<p>4 運営に関する基準</p>	<p>4 運営に関する基準</p> <p>(1) 指定短期入所の開始及び終了（基準第 118 条）</p> <p>① 利用期間</p> <p>指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは、指定短期入所は、いたずらに長期間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な入所期間とすること。</p> <p>② 保健医療機関等との連携</p> <p>基準第 118 条第 2 項は、利用者が指定短期入所の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、指定短期入所事業者は、指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(2) 入退所の記録の記載（基準第 119 条）</p> <p>① 受給者証への必要事項の記載</p> <p>指定短期入所事業者は、支給量管理の観点から、利用者の入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載することとしたものである。</p> <p>② 受給者証の確認</p> <p>指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により利用者の</p>

改 �正 後	現 行
	<p>指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利用者に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが、これは利用者の支給量管理のために定められたものであり、介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。</p> <p>(3) 利用者負担額等の受領（基準第 120 条）</p> <p>① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の (11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲 基準第 120 条第 3 項は、指定短期入所事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 食事の提供に要する費用</li> <li>イ 光熱水費</li> <li>ウ 日用品費</li> <li>エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</li> </ul> <p>なお、エの費用の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 18 年 12 月</p>

改 正 後	現 行
<p>(4) 指定短期入所の取扱方針（基準第 121 条）</p> <p>① <u>基準第 121 条第 2 項については、指定療養介護と同旨であるため、第 4 の 3 の(6)の①を参照されたい。</u></p> <p>② <u>同条第 3 項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</u></p> <p><u>また、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保については、指定居宅介護と同旨であるため、第 3 の 3 の(15)の②を参照されたい。</u></p>	<p>6 日障発第 1206002 号当職通知) によるものとする。</p> <p>(4) 指定短期入所の取扱方針（基準第 121 条）</p> <p><u>基準第 121 条第 2 項</u>に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(5) サービスの提供（基準第 122 条）</p> <p>① サービス提供の基本方針</p> <p>指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援すること。</p> <p>また、同一法人内の複数の指定短期入所事業所において、同一利用者へ短期入所が提供される場合、その利用者の状態や意向等を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。</p> <p>なお、サービスの実施に当たっては、利用者的人格に十分に配慮して実施するものとする。</p> <p>② 入浴の実施</p>

改 �正 後	現 行
	<p>基準第122条第2項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。</p> <p>なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>③ 食事の提供</p> <p>ア 栄養管理等</p> <p>同条第4項及び第5項に定める食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定短期入所事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>(I) 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること</p> <p>(II) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。</p> <p>(III) 適切な衛生管理がなされていること。</p> <p>イ 外部委託との関係</p> <p>食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。</p>

改 正 後	現 行
(6) 運営規程（基準第 123 条）	<p>(6) 運営規程（基準第 123 条）</p> <p>指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、基準第 123 条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p>
<p>② その他運営に関する重要事項（第 10 号）</p> <p><u>指定短期入所事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。</u></p>	<p>① 利用定員（第 3 号）</p> <p>空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあっては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。</p>
	<p>② その他運営に関する重要事項（第 10 号）</p> <p><u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p> <p>(7) 定員の遵守（基準第 124 条）</p> <p>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の（17）を参照されたい。なお、この場合の指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。</p> <p>① 併設事業所の場合</p> <p>併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベ</p>

改 正 後	現 行
	<p>ベッド数</p> <p>② 空床利用型事業所の場合 指定障害者支援施設等の居室のベッド数</p> <p>③ 単独型事業所の場合 単独型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数</p> <p>(8) 準用（基準第 125 条） 第 9 条、第 11 条から第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条の 2 から第 42 条まで、第 60 条、第 66 条、第 68 条、第 70 条、第 74 条、第 87 条及び第 90 条から第 92 条までの規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) から (7) まで ((3) の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、(23) 及び (26) から (33) まで並びに第四の 3 の (9)、(15)、(17)、(19) 及び (22) 並びに第五の 3 の (6)、(9) から (11) を参照されたい。</p> <p>5 共生型障害福祉サービスに関する基準 (1) 共生型短期入所を行う指定短期入所生活介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第 125 条の 2、第 125 条の 3） 共生型短期入所にかかる共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う介護保険法による指定短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予</p>

改 �正 後	現 行
	<p>防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 従業者の員数</p> <p>指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型短期入所を受ける利用者（障害児者）の数を含めて当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、共生型短期入所の管理者と指定短期入所生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</p> <p>② 設備に関する基準</p> <p>指定短期入所生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</p> <p>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>③ 指定短期入所事業所その他の関係施設から、指定短期入所生活介護事業所等が障害児者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていくこと。</p>

改 正 後	現 行
	<p>(2) 準用（基準第125条の4）</p> <p>基準第125条の4の規定により、基準第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第33条の2、第35条の2から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節（第124条及び第125条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、(23)、(26)から(33)まで、第四の1の(7)、第四の3の(9)、(15)、(17)から(19)まで、(22)、第五の3の(6)、(9)、(10)、第六の4((7)、(8)を除く)を参照されたい。</p> <p>なお、基準第123条第3号の規定について、共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員5人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が4人、指定短期入所生活介護等の利用者が1人であっても、共生型短期入所の利用者が2人、指定短期入所生活介護等の利用者が3人であっても、差し支えない。</p> <p>(3) その他の共生型サービスについて</p> <p>生活介護と同様であるので、第五の4の(3)を参照されたい。</p>

改 正 後	現 行
	<p>6 基準該当障害福祉サービスの基準</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第 125 条の 2）</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第 94 条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供すること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の 3</p>

改 �正 後	現 行
<p>第七 重度障害者等包括支援</p>	<p>分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6 人）までの範囲内とすること。</p> <p>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね <math>7.43\text{ m}^2</math> 以上であること。</p> <p>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(2) 準用（第 125 条の 3）</p> <p>第 120 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</p> <p>第七 重度障害者等包括支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第 127 条）</p> <p>① サービス提供責任者</p> <p>基準第 127 条第 2 項及び第 3 項は、指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援計画の作成や総合的なサービス調整が必要であること</p>